厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 保険料を控除した事実に係る判断

(第一条の二関係)

一 国家行政組織法第八条に規定する機関であって年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うもの は、厚生年金保険制度及び国民年金制度により生活の安定が図られる国民の立場に立って厚生年金保険 法に規定する事業主が同法の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実がある者が不利益 を被ることがないようにする観点から、当該事実があるかどうかを判断するに当たっては、当該事実が ある者であることを申し立てた者の当該申立てを十分しん酌するとともに、当該事実があることを直接 に明らかにする資料がない事案においては、速やかに、雇用保険又は労働者災害補償保険に係る加入又 は給付に関する記録、所得税又は住民税に係る課税に関する記録その他の官公署が有する記録であって 当該事実があることを推測させるものをできる限り収集するほか、必要があると認めるときは、当該申 立てに係る事業主その他の関係者の証言、社会保険労務士が保存する資料その他の官公署が有する記録 以外の資料又は情報であって当該事実があることを推測させるものをできる限り収集した上で、当該申 立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえないと認める場合においては、当該事実がある旨の判 断を行うものとすること。

二 一の機関が一(第三によりその例によることとされる場合を含む。)により行う収集に関し協力を求められた官公署は、これに協力するものとすること。

第二 特例納付保険料の納付の勧奨等

(第二条、第五条及び第八条関係)

- 一 社会保険庁長官が対象事業主に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、 特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認 め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定 める事由があるおそれがないと認める場合に限ること。
- 二 社会保険庁長官が対象事業主であって法人であるものの役員であった者に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合において対象事業主に対する勧奨を行うことができないときに限ること。

- 三 国が特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する場合に、当該特例対象者に 係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかったことについて一の厚生労働省令で定め る事由があるおそれがないとは認められないため一による勧奨を行わない場合を加えること。
- 四 厚生年金基金が未納掛金又は未納掛金に相当する額(以下「未納掛金等」という。)の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が未納掛金等の額に相当する額の総額を負担する場合並びに企業年金連合会が特例掛金の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が特例掛金の額に相当する額の総額を負担する場合について、一から三までと同様の措置を講ずること。

第三 国民年金の保険料を納付する義務を履行した事実等に係る判断 (第十五条の二関係)

第一の一の機関は、第一の一の観点と同様の観点から、国民年金法の規定により保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうかその他の厚生年金保険法又は国民年金法による給付(これに相当する給付を含む。)に影響を与える事実(第一の一の事実を除く。)があるかどうかについては、第一の一の例により、当該事実に係る判断を行うものとすること。

第四 施行期日等 (附則等関係)

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 その他所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。